

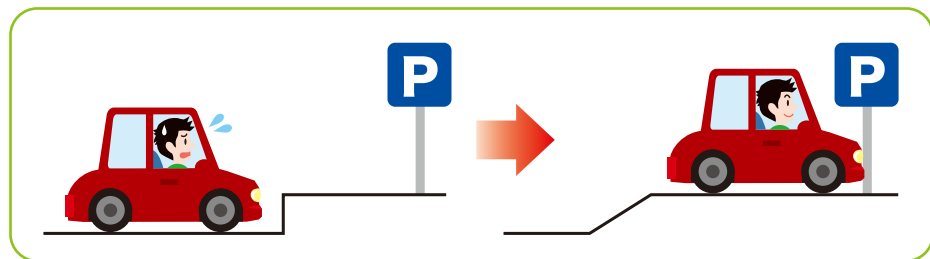
道路の管理

■ 道路管理者以外が行う工事

駐車場や車庫への出入り口のために歩道の切り下げを行うなどの工事をしようとする場合、**事前に道路管理者の承認が必要**です。

承認を受けるためには、道路法第24条に基づく「道路工事施工承認申請書」を管轄の土木事務所まで提出してください。

なお、現地の状況等により承認できない場合もありますので、事前に土木事務所に相談をお願いします。



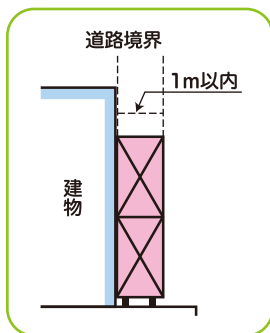
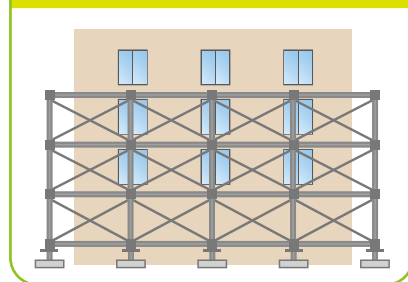
■ 道路の占用

● 建築現場の足場などで道路を利用したい。

● 電線やガス管を道路の地下に埋設したい。

こんな場合には、道路法第32条に基づく「道路占用許可申請」が必要です。

【工事用足場の例】



申請についてのお問い合わせは、占用希望箇所を所管する土木事務所までお願いします。

道路管理者以外が行う工事、道路の占用の手続きは、高知県電子申請サービスのご利用をお願いします。(検索キーワード「道路」)

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplay

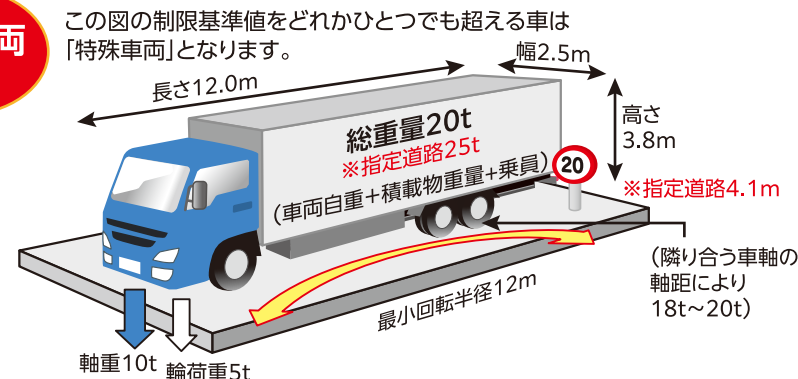
■ 特殊車両の通行

一定以上の大きさや重さのある特殊車両を通行させたい場合は、道路法第47条の2に基づく「通行許可申請」が必要です。

高知県への特殊車両通行許可申請は、「自治体申請システム」のご利用をお願いします。

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/jichitai/jichitai.html>

特殊車両とは？



車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5メートル
長 丈		12.0メートル
高 丈		3.8メートル
重 さ	総重量	20.0トン
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のとき19トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

指定道路とは、道路構造の保全および交通の危険防止上、支障がないと認め、重さは最大25t、高さは4.1mと指定した道路です。

特殊車両を通行させるための通行許可の申請については、高知県土木部道路課特殊車両担当(TEL:088-823-9827(平日8:30~17:15))までお問い合わせをお願いします。

■ その他

● 道路の幅員を知りたい。

● 県道上に動物の死骸や物が落ちている。

● 交通事故により、道路の構造物(ガードレール等)を壊してしまった。
などのお問い合わせは、道路を管理する各土木事務所までお願いします。